

特約条項（案）

南部污水 22 号幹線〔第 2 工区〕整備事業

（出来高予定額）

第 1 条 令和 8 年度における出来高予定額は 86,000,000 円、令和 9 年度における出来高予定額は 587,000,000 円、令和 10 年度における出来高予定額は 1,748,000,000 円、令和 11 年度における出来高予定額は 1,357,000,000 円、令和 12 年度における出来高予定額は 609,009,000 円とする。

（支払限度額）

第 2 条 令和 8 年度における支払限度額は 77,000,000 円、令和 9 年度における支払限度額は 528,000,000 円、令和 10 年度における支払限度額は 1,573,000,000 円、令和 11 年度における支払限度額は 1,221,000,000 円、残額の支払いは令和 12 年度とする。

（前金払）

第 3 条 前払金の支払請求は、請負契約約款（以下「約款」という。）第 36 条第 1 項の規定にかかわらず、各年度における出来高予定額に 10 分の 4 の割合を乗じて得た額を支払限度額として、それぞれ発注者が定める金額とする。

（中間前金払）

第 4 条 中間前払金の支払請求は、約款第 36 条第 4 項の規定にかかわらず、次に定める額を限度とする。

- （1）中間前払金については、各年度における出来高予定額に 10 分の 2 の割合を乗じて得た額を支払限度額として、それぞれ発注者が定める金額とする。ただし、中間前金払を行う前に出来高予定額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、各年度の出来高予定額に 10 分の 6 の割合を乗じて得た額を超えてはならない。
- （2）各年度の中間前払金の支払請求は、各年度の工期（令和 8 年度から令和 11 年度までは、各年度 4 月 1 日から 3 月 31 日まで、令和 12 年度は令和 12 年 4 月 1 日から完了日まで）の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表により、その時期までに実施すべき作業が行われ、各年度の進捗において要した経費が各年度における出来高予定額の 2 分の 1 以上に相当するものでなければすることができない。

（部分払）

第 5 条 各年度において中間前払金認定調書の交付を受けた場合、部分払を請求することはできない。ただし、各年度末は、次の額の範囲内で部分払の請求をすること

ができるが、最終年度は除くものとする。

- 2 令和8年度以降における各年度末（最終年度を除く）までの出来高が、各年度末までの出来高予定額に達している場合は、各年度末までの支払限度額から支払済の前払金、中間前払金及び部分払を控除した額を請求できる。
- 3 各年度末（最終年度を除く）における出来高が、各年度末までの出来高予定額に達していない場合は、次項に定める式により算定する。
- 4 部分払金の額は、約款第38条第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金額×出来形割合×9/10 - 当該部分払を請求する前年度までの支払済前払金、中間前払金及び部分払金の額 -

$$\frac{\text{当該部分払を請求する年度の支払済前払金額及び中間前払金の額}}{\text{当該部分払を請求する年度末までの出来高予定額}-\text{当該部分払を請求する前年度末までの出来高予定額}} \times (\text{請負代金額} \times \text{出来形割合} - \text{当該部分払を請求する前年度末までの出来高予定額}) - \text{当該部分払を請求する年度の支払済部分払金の額}$$

（その他）

第6条 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1条及び第2条で定める、出来高予定額及び支払限度額を変更することができる。

※なお、出来高予定額及び支払限度額については、契約金額に基づき、変更するもの。